

令和４年第４回田野畑村議会定例会会議録（第２号）								
招 集 年 月 日	令和　４年　８月２２日							
招 集 の 場 所	田　野　畑　村　役　場							
開 閉 会 日 時	開　会　令和　４年　９月　９日				議　　長	鈴　木　隆　昭		
	閉　会　令和　４年　９月１５日							
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席　　９名 欠席　　１名	議席 番号	氏　　　名		出席 等別	議席 番号	氏　　　名		出席 等別
	１	中　村　芳　正		欠	６	畠　山　拓　雄		出
	２	工　藤　　　求		出	７	上　山　明　美		出
	３	上　村　浩　司		出	８	中　村　勝　明		出
	４	小松山　久　男		出	９	佐々木　功　夫		出
	５	佐々木　芳　利		出	１０	鈴　木　隆　昭		出
会議録署名議員	１	中　村　芳　正			２	工　藤　　　求		
職務のため議場に 出席した者の氏名	事務局 長	畠　山　　　哲		主査	三　上　恵　美			
地　方　自　治　法 第１２１条により 説明のため出席 した者の職氏名	村　　　　　長		佐々木　　　靖		教　育　　　長		相　模　貞　一	
	副　　　村　長		阿　部　芳　肇		教　育　次　長		平　坂　　　聡	
	総　務　課　長		工　藤　光　幸		教育委員会事務局 主　任　主　査		工　藤　真　樹	
	企画観光課長		佐々木　　　修					
	地域整備課長		工　藤　隆　彦					
	住民生活課長		大　森　　　泉					
	健康福祉課長		佐　藤　和　子					
	会　計　管　理　者 税務会計課長		早　野　和　彦					
	産業振興課長		佐　藤　智　佳					
	総　務　課　主　幹		菊　地　正　次		企　画　観　光　課 主　任　主　査		大　澤　　　健	
	企画観光課主幹		佐々木　賢　司		地　域　整　備　課 主　任　主　査		工　藤　光　昭	
	健康福祉課主幹		佐々木　和　也		地　域　整　備　課 主　任　主　査		佐　藤　　　太	
	産業振興課主幹		横　山　順　一		住　民　生　活　課 主　任　主　査		中　野　千　鶴	
					産　業　振　興　課 主　任　主　査		角　舘　　　尚	
					産　業　振　興　課 主　任　主　査		畑　山　　　譲	
議　事　日　程	別紙のとおり							
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり							
会　議　の　経　過	別紙のとおり							

令和4年第4回田野畑村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和 4年 9月13日（火曜日） 午前10時00分開議

開 議

- 日程第1 報告第1号 令和3年度田野畑村の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第2 承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度田野畑村一般会計補正予算
（第2号））
- 日程第3 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第2号 令和4年度田野畑村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第3号 令和4年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第4号 令和4年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第2号）

散 会

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は 9 人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎発言の申出について

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行する前に、金曜日の一般質問で答弁を保留していた件が 1 点ございますので、答弁をいたさせます。

産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 金曜日に 9 番議員さんからの一般質問の補充質問の中で答弁を留保しておりましたナラ枯れの今年度の春駆除のその後についてということでお答えしたいと思います。

真木沢地区で今年春に行いました 93 本の駆除ですが、大方を伐倒薫蒸いたしまして、現在もビニールがかかっている状況でございます。この後におきましては、木の所有者に処理をお願いしていると、任せているところではございますけれども、ナラ枯れの多くが太い木であったり、また重機でないと運べなかったり、また山の中で作業しているものですから、搬出するための路網の整備が必要になるということがございます。薫蒸後の木材については、チップですとかバイオマスに販売することもできますけれども、その分費用が、そういった路網整備ですとか、搬出運賃などの費用に見合わないということから、そのままになっているのが現状でございます。ですので、老齢の太いコナラやミズナラについては、木が健康なうちに伐採していただきまして、ナラ枯れからの被害を防ぐことの対応策として、今後村民にも広報等で周知してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 それでは、日程に従い進行いたします。

◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

○議長【鈴木隆昭君】 日程第 1、報告第 1 号 令和 3 年度田野畑村の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 報告第1号 令和3年度田野畑村の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明いたします。

タブレットの説明資料をお開きください。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度田野畑村の健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

その算定結果につきましては、表に示したとおりでございます。本村におきましては、健全化判断比率、資金不足比率のいずれも国で定めた基準未満となっております。仮にこれらの比率が国の基準以上になりますと、財政健全化計画等の策定が必要になることから、今後とも議会の皆様のご協力をいただきながら健全な財政運営に努めてまいります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 令和3年度は実質公債費比率が8.5で、近年見ますと平成29年が8.2、30年が8.4、令和元年、2年が8.7で、3年平均が8.51687ということで数字が出ているわけで、審査意見書のほうでも建設的に数値が出てきていないのということがありますけれども、以前財政というのはこの数字ではかれないものもあるからというふうなのを答弁でいただいたこともありますし、村長も財政の健全化ということで一生懸命努めてもらっているところですけども、今の村の財政については近々で緊急に何か起きるとかというふうな、破綻するということはないと思うのですけれども、どういうふうな状況で推移しているというふうに判断していいのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 現在の村の財政状況でございますが、ずっと厳しい、厳しいというようなお話はさせていただいてございますが、令和2年11月に中期財政見通しということでお示しをしたところでございます。その中では、当面の間償還する公債費が非常に多いということで、財政調整基金、それから庁舎建設基金等を使いながら、いろいろな事業を展開していかなければ難しい、厳しいだろうということはお話ししたとおりでございます。その状況につきましては、現在も変わっていないというような状況でございます。まず、人口減少が、やはりこれはどこの市町村もそうでございますが、進んでいると。当時の見通しでいきますと、大体2%ぐらい、令和2年の計画の時点では2%減でずっと見ていたのですけれども、ちょっと2%ではこの状況ですと厳しいのではないかと、もう少し強めの2.5とかで見た形で財政のほうを計画していかなければ厳しいなというような状況でございます。

ただ、先ほどお話ありました実質公債費比率が、3年度におきましては前年度から比べますと

0.2低下したということで、これにつきましては当初予定していた地方交付税の額が前年度から減らなかったというか、前年度よりは多く交付になったというのが大きな要因でございます。それと、元利償還の額が若干減少して、今申し上げましたとおり交付税の額が減少したため、その比率が下がったという状況でございます。ただ、交付税につきましては、毎年地方財政計画、国のほうで定めて要求するわけですが、それについてもなかなか増額というような方向には向かっていないという状況でございますので、繰り返しになりますが、取り巻く人口減少ですとか、そういったものを見た場合は、厳しい状況は今後ずっと続くのではないかというふうに見ております。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

報告第1号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度田野畑村一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度田野畑村一般会計補正予算（第2号））についてご説明いたします。

タブレットの資料をお開きください。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

まず、収入でございますが、前年度繰越金30万円という内容でございます。次に、歳出でございますが、交際費30万円という内容でございます。友好都市である埼玉県深谷市への災害見舞金について、令和4年6月17日にやむを得ず専決処分したものでございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 見舞金については、そのとおりでよろしいかと思うのですが、その後深谷の被害状況について何か情報が入っているのであればお知らせください。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時08分）

再開（午前10時09分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 深谷市の6月2日でしたか、降ひょう被害ということで新聞報道等あって、正確には深谷市のほうからこのくらい被害があったというようなご報告は頂戴してございませんが、報道等を見た限りでは十数億円、15億円まではいきませんでした、それぐらいの農業被害関係があったというふうに承知してございます。

その後、今ご説明いたしましたとおり、村としてもこれまでの深谷市から過大な見舞い等をいただいているものですから、村としてもということで交際費30万円をお願いして、それを副村長から深谷市のほうへ、市長のほうへ届けていただいたところでございます。それにつきましては、深谷市のほうでも広報ふかやにおいて友好都市町村の田野畑村からいただきましたということで、広報のほうで市民の方へは周知をしていただいているところでございます。それ以上の向こうからのお話というのは、現在のところはいただいているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 村は30万円ほどなのですが、村の関係職員もたしか現金を出したやに聞いていたが、村の関係で総額、もし把握できていたら、おおよそこのくらいとかそういったもろもろの関係を含めて、もう一度お聞かせ願いたいです。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 職員につきましては、各職員から、金額で言いますと大体1,000円ぐらい、皆さん、協力いただけないかということで寄附を募ったところでございます。それで、職員から寄附があったものが9万円ということで、それにつきましても副村長のほうから併せて届けていただいたところでございます。

それから、村民の皆様にも募金箱を設置いたしましてお願いしたところでございますが、広報でもこのくらいもらいましたということはお知らせしたと思いましたが、詳しい金額、ちょっと把握してございませんでしたが、たしか4万幾らぐらいだったかなというふうに。また後で確認して、ご報告はさせていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 よろしいですか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度田野畑村一般会計補正予算（第2号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

タブレット、条例案概要を御覧ください。第1に、改正の趣旨でございますが、国の例に準じ、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和について所要の改正をしようとするものでございます。

改正案の内容でございますが、（1）、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止すること。また、子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和する規定を追加すること。

（2）、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業取得の柔軟化に関する規定を整備すること。

（3）、非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止すること。

（4）、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認を行う規定を新設すること。

（5）、勤務環境の整備を行う規定を新設すること。

（6）、その他改正に合わせて文言整理等を行うものでございます。

施行期日でございますが、この条例は令和4年10月1日から施行しようとするものでございます。

詳しくその説明でございますが、別紙を御覧ください。まず、全体的に端的に申し上げますと、取得回数制限を1回から2回に緩和、それから非常勤職員の取得の柔軟化をするものが目的でございます。

主な改正内容ということで、（1）として育児休業の取得回数の拡大ということで、原則分割取得できなかったものが2回まで取得が可能となったこと。

それから、（2）、子の出生日から57日以内の育児休業の請求期限の短縮として、現行ですと1

か月前までに請求しなければ取得できないものが2週間前までの請求で取得可能となったこと。

それから、(3)、育児休業等計画書の廃止として、取得するに当たってはあらかじめ育児休業等の計画書を提出することとされてございましたが、これが廃止により、提出によらずに再度の育児休業の取得が可能となったこと。

(4)、非常勤職員の子の誕生日から57日以内の育児休業の取得要件の緩和として、育児休業の承認請求時において、子が1歳6か月に達する日まで雇用関係が終了することが明らかでないことが必要ということで、結局任期が1年未満であると取得できないというような規定でございましたが、その規定が緩和となったことでございます。

それから、(5)、非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化ということで、特別の事情がある場合にあっては、1歳到達日に育児休業をしていない場合の取得を1歳から1歳6か月未満の期間における複数回取得が可能とされたことということが主な改正点でございます。

議案にお戻りください。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案の理由でございますが、国の例に準じ、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等について所要の改正をしようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 今度このように条例が改正になると、基本的には臨時の職員の負担が、自分の上司のところに、私はこうこう、こういう理由で産休を取りたいです、育休を取りたいですということで話し合っていくことになると思うのですけれども、口頭で相談して、大丈夫、そうしましょうというふうな感じで休暇等々を取得できるようになるということでよろしいのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主幹。

○総務課主幹【菊地正次君】 お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 あと、改正案内容のところの(5)のところに勤務環境の整備で研修実施とか、相談体制整備等を行う規定を新設するということですが、具体的にはどういうことが考えられるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主幹。

○総務課主幹【菊地正次君】 お答えいたします。

条例案概要の(4)番、(5)番もですが、そういう対象の職員が来たときには個別に相談していきますというようなことを職員にも周知徹底いたしまして、(5)番の研修の実施、相談体

制、どういう制度か、ちょっと分かりづらい制度でもありますので、そこら辺を丁寧に説明していきたいなと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 なるほど、男女雇用機会均等法ということで、産休は女性だけではなくて、最近では男性職員も、伴侶の方もということがあるのですけれども、村の場合にはその点というのですか、男性職員が育休を取る、産休を取るというような感じの整備についてはどのように進んでいるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主幹。

○総務課主幹【菊地正次君】 お答えいたします。

男性の育児休暇ということですが、今回の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正におきまして、条例案概要の別紙の（１）の部分になるのですが、括弧の部分です。別途、子の出生日から57日以内において1回まで取得できるものが2回まで取得できるように緩和になったと、ここが通常は産後パパ育休というものになるのですが、臨機応変に2回まで取得できるようになると。女性の場合は、産後8週の特別休暇がありますので、男性についてもこういった部分で取得がしやすくなっているというところがあるかと思います。

あわせて、1歳を過ぎたときの育児休業につきましても、夫と妻が交代で、切れ目なければ交代で最高2回まで取得できるというような制度も法のほうで改正されておりますので、そこら辺ももし回答が出ましたら、周知等々説明していきたいなと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 よろしくお願ひしたいと思ひますというか、そういうところも進めていけば、村のほうにも子供さんがいないということがあるので、充実できるものは充実して、それこそ率先して実行していただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○7番【上山明美君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第4、議案第2号 令和4年度田野畑村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット25ページを御覧ください。議案第2号 令和4年度田野畑村一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,888万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,751万3,000円とするものでございます。

タブレット30ページ、予算書4ページを御覧ください。第2表、地方債の補正でございますが、認定こども園施設整備事業分として2,980万円追加し3,070万円に、村営牧野車両購入事業に60万円追加し410万円に、水産物供給基盤機能保全事業に150万円追加し550万円に、社会資本整備総合交付金事業に120万円追加し1,320万円に、それぞれ限度額を補正するものでございます。また、臨時財政対策債ですが、地方交付税の確定に伴い462万6,000円減額し、限度額を1,902万円とするものでございます。

タブレット35ページ、予算書7ページを御覧ください。歳入のうち主なものについてご説明いたします。2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、1節森林環境譲与税でございますが、319万3,000円追加計上しております。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節普通交付税でございますが、2,478万6,000円追加計上しております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節衛生費国庫負担金でございますが、新型コロナウイルスワクチン予防接種対策事業負担金として714万4,000円追加計上しております。同じく2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として628万8,000円追加計上しております。

次の8ページを御覧ください。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入でございますが、拓洋台団地の住宅用地売却収入として120万4,000円追加計上しております。

次の9ページを御覧ください。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金でこ

ざいますが、1億1,966万円追加計上しております。

21款村債、1項村債、2目民生費、5節認定こども園施設整備事業債でございますが、田野畑児童館と若桐保育園を統合し、認定こども園とすることから、施設整備事業に充てるため2,980万円追加計上しております。

タブレット38ページ、予算書10ページを御覧ください。次に、歳出のうち主なものについてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、8節旅費でございますが、県へ研修派遣しております職員等の普通旅費として186万9,000円追加計上しております。同じく5目財産管理費、24節積立金でございますが、前年度繰越金のうち法定分と震災特別交付税分、合わせて7,820万4,000円を財政調整基金に、森林環境譲与税319万3,000円を同基金に、両基金合わせて8,139万7,000円積立てを計上しております。同じく6目企画費、12節委託料でございますが、友好都市交流促進事業委託料は深谷市産業祭参加委託料として、またプレミアム付商品券追加発行業務委託料はコロナ禍における村民の皆様の経済活性化支援として好評の商品券を追加発行するもので、両事業合わせて535万円追加計上しております。同じく9目諸費、18節負担金補助及び交付金でございますが、岩手県並びに沿線市町村で協調して実施いたします三陸鉄道運行維持支援金として465万2,000円追加計上しております。

タブレット40ページ、予算書12ページを御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金でございますが、エンゼル祝い金として当初6人分予算措置しておりましたが、これに2人分、60万円追加計上しております。同じく5目児童福祉施設費、14節工事請負費でございますが、田野畑児童館を認定こども園に対応した施設に改修するための施設整備工事費として2,900万円追加計上しております。

次の13ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料でございますが、オミクロン株対応分を含む新型コロナウイルス予防接種関係委託料として、合わせて850万9,000円追加計上しております。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金でございますが、農林漁業者に対するコロナ禍資機材の物価高騰対応支援として、農林水産物安定生産支援補助金1,840万円追加計上しております。

次の14ページを御覧ください。同じく6款農林水産業費、3項水産業費、4目漁港建設費、12節委託料でございますが、平井賀漁港施設機能強化測量設計委託料、漁港施設測量設計委託料、合わせて3,200万2,000円追加計上しております。同じく14節工事請負費でございますが、平井賀漁港北防波堤機能強化工事、平井賀漁港（羅賀地区）水産物供給基盤機能保全工事は、当初防波堤の延長工事をするとしておりましたが、漁業関係者等からの意見聴取の結果、現時点での延長は必要ない旨の回答があったことから、工事費2,900万1,000円減額計上しております。

次の15ページを御覧ください。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、10節需用

費でございますが、公用車除雪機械等の維持修繕費として200万円追加計上しております。同じく2目道路維持費、12節委託料でございますが、村道の維持管理業務、除排雪等業務、合わせて2,100万円追加計上しております。

次の16ページを御覧ください。同じく8款土木費、2節道路橋梁費、3目道路新設改良費、14節工事請負費でございますが、水道管布設工事後の道路舗装補修工事費として301万5,000円追加計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 一般質問とは関係なく、定例会でありますので、補正に沿ってでも質問してみたいわけですが、予算書の20ページ、会計年度任用職員、そして会計年度任用職員以外の職員、合わせて役場では107人が一生懸命働いてもらっているわけですが、私も参考書を本気になって勉強してみたのですが、先ほど育児休業の関係で非正規職員という表現がありました。非正規職員というのは、臨時職員と理解していいわけですね。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主幹。

○総務課主幹【菊地正次君】 お答えいたします。

先ほどの説明では、非常勤職員という説明をさせていただきました。本村の場合では、会計年度任用職員がそれに該当いたします。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 表現を私も誤ったのですが、非常勤職員と臨時職員の違いを教えてください。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主幹。

○総務課主幹【菊地正次君】 数年前に臨時職員というものが会計年度任用職員ということで法改正があったわけなのですが、現在の臨時職員ということでは、例えば職員が育児休業に入りまして、その部分を補充するために雇用した職員についてはいまだに臨時職員という扱いで呼んでいるということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 予算書の20ページで質問したいわけですが、107人というのは臨時職員ですか。20ページの総括表。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主幹。

○総務課主幹【菊地正次君】 20ページの職員数のところですが、(1)の内訳、ア、会計年度任用職員以外の職員というところが正職員あるいは任期付職員ということになります。イの部分につきまして、こちらが会計年度任用職員の数となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 難しく質問しては、かえっておかしくなると思いますので、用語は後でお邪魔をして確認したいわけですが、私が聞きたいのは補正予算20ページに沿って質問します。あんまり発展すると、私、質問しているほうも訳が分からなくなりますので、予算書に沿って質問します。

今説明のありました（１）の内訳、つまり107人の内訳なのです。会計年度任用職員以外の職員というのは正職員ではないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主幹。

○総務課主幹【菊地正次君】 お答えいたします。

アの部分の人数58名ですが、こちらにつきましては一般会計のほうで給料を支出しています正職員と任期付職員となります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 そうすると、今度はイの会計年度任用職員49名、この会計年度任用職員制度は2年前に国が定めて、全国の地方自治体で実施しているわけですが、イの会計年度任用職員はこの制度の運用によって期末手当はもらうようになったのです。国は、同じ名前の会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員、両方に期末手当も支給をして、勤勉手当も支給しているのです、国は。ところが、全国で調べたわけではないですが、ほとんどの市町村がなぜか会計年度任用職員については期末手当は支給するけれども、勤勉手当は支給しないのです。なぜそうなのか、私は勉強をした結果、あまり理解していないわけですが、なぜでしょうかと聞けば村長も困るかなと思って聞きませんが、国が両方を支給しているのに同じ法律の下で運用している、地方自治法と国の制度は違うかもしれませんが、国が勤勉手当を支給しているのに、田野畑だけではなくて全国そうなのなのですが、なぜ勤勉手当を支給しないのか、不思議に思いませんか、村長。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時39分）

再開（午前10時40分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課、菊地主幹。

○総務課主幹【菊地正次君】 お答えいたします。

国では支給して、地方自治体では勤勉手当を支給していないというところですけども、2年前ですか、法改正があったときに期末手当は支給しますけれども、勤勉手当のほうまでは触れていなかったということで、現在のような取扱いになっております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8 番【中村勝明君】 これをいつまでも議論しても、なかなか国と地方自治体の違いと言えば、それは私は何ぼしてもおかしい。共産党の会合でこういうことが分かって、私は発言したのです、県会議員に対しても。おかしいのではないかと、県会議員はなぜこんなことをやらないのかなんてきかなくなりましたが、地方議会議決も必要だと思いますし、これは全体で考えるべきだと思いますが、こういう質問だったら、村長、答弁ができると思いますので、変えたいとかという流れに、国側が実施しているのに、同じ公務員で、私は極端に言えば差別ではないかと思っているのですが、村長でも副村長でもよかったら答弁をいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 国家公務員、地方公務員、それぞれ立場があると思います。それぞれの法とかに基づいて適正に執行していくのが私たちの責務だというふうに思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 8 番、中村勝明君。

○8 番【中村勝明君】 今の議題は、ちょっと通告もしないでの質問なために、今の答弁やむを得ないかなと思っていますので、必要に応じてこれからも指摘していきたいと思います。

それで、村としてできる範囲の質問をしてみたいわけですが、それは決算委員会に譲りますので、今日は以上で終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 7 番、上山明美君。

○7 番【上山明美君】 タブレットの36ページで、予算書だと8ページになります。17款寄附金の100万円の内容について説明をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課、佐々木主幹。

○企画観光課主幹【佐々木賢司君】 お答えします。

田野畑まち・ひと・しごと創生推進事業寄附金というのは、いわゆる企業版ふるさと納税と呼ばれるものでございまして、今年度既存の予算で50万円を措置しておりましたが、先頃100万円の寄附を受けることができましたので、その額を補正、増額したものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8 番、中村勝明君。

○8 番【中村勝明君】 予算書の13ページなのですが、農林水産業費、下から2行目なのですが、産業振興課長にお願いというか、質問をしてみたいです。ありがたいことに令和2年、令和3年、そして本年の補正で農林水産物安定生産支援補助金1,840万円、これが補正計上になっているわけですが、決算審査でも指摘はしたいわけですが、補正の審議でありますから、聞くところによると、広域で一緒の岩泉町の議員からも聞いたのですが、間違った情報かもしれませんが、岩泉町では酪農家に対して、この農林水産物の関係での補助金計上かどうか、そこまでは確認しなかったのですが、酪農家に対しては1頭当たり2,000円とか、そして肉牛の方々には1頭当たり1,500円とか、そういう補助金が出たようなのですが、今回の1,840万円の内訳といいますか、固有名詞は絶対に私も要求できませんし、答弁もできないと思うのですが、主要成果の令和2年、

令和3年のような詳しい補正の見積りといいますか、予算の仕分といいますか、それを答弁していただきたいのですが、どうですか。主要成果には、ちゃんと農家72件、何万円、民間2件、何万円、漁家112件、何万円、法人31件というふうに答弁をいただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

予算の積算については、議員の予測のとおりでございますが、今農林、漁家、上から順番に申し上げてまいります。まず、農家でございますが、35件、それぞれ10万円でございます。そして、林家が1件、こちらも10万円。それから、漁家が49件、こちらも10万円。また、法人等につきましては16件を想定しておりまして、法人には50万円でございます。それから、漁協、組合さんのほうに、水産業、大変厳しい状況でございますので、150万円と、この積み上げで合計102件、金額でいいますと1,800万円となります。また、漁業のほうの漁師さんに関しましては、受付の窓口を、件数が多いこともございまして、漁協のほうにお願いする予定でございます。漁協さんのほうに事務委託を40万円想定してまして、合計で1,840万円というような積算となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 詳しい答弁ありがとうございます。これも決算審査に譲ったほうがいいと思うのですが、それにしても今度の補正でできない範囲で質問しておきたいわけですが、3年目もこの支援補助金があるのですが、令和2年、令和3年、合わせて農家は72件、私が計算すればそうなっているのですが、今回の今の答弁で35件ということは、ダブる農家もあるわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

昨年交付した農家さんもあると思いますが、資材等をご活用、ご購入している方に関しましては対象といたしますので、昨年もらった方も今年もらえるという補助金になります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 同じページです。予算書だと13ページで、タブレットだと41になります。予防費の委託料なのですけれども、コロナウイルス予防接種の委託料ですけれども、先ほどオミクロン株、オミクロンのものも含むというような説明があったと思うのですけれども、国のほうでもオミクロンとかに対応するワクチンをこれからやっていこうということが決まったみたいなのですけれども、それも含んで今までやった予防接種と、オミクロンを対象とした、ちょっと今いろんなのに効くというのが来たのですけれども、それも含んでの委託料ということではないのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課、佐々木主幹。

○健康福祉課主幹【佐々木和也君】 お答えいたします。

新型コロナの予防接種委託料ですが、ご質問のとおりオミクロン株の予防接種も含んでということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 認定こども園の関係なのですが、補正でかなりの金額が工事請負になって、端的に聞きたいわけですが、田野畑児童館は閉める、若桐保育園、どっちを使う、確認してみたいのですが、新しいのは田野畑児童館だと思いますが、認定こども園の建物は若桐を使うわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 認定こども園の場所ですけれども、現在の田野畑児童館です。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 いつかも聞いたような気がして、また確認の意味で質問しておきたいわけですが、私勘違いしてしまして、田野畑児童館を使うという。場所から、新しさから考えてもそのほうが私もいいと思いますので。要するに職員は余りませんか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 今現在2つある施設が1つになるというところと、それからゼロ歳児から5歳児まで先生方を張りつけていった場合に、子供の数もございますけれども、今現在両施設にいる先生全部に勤務していただくのはちょっと難しい状況となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 正直統合になるわけでした、園児数は年々減るという予測が立っているわけですから、どうする考えですか、余った職員は。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 職員の数ですけれども、社会福祉協議会のほうと協議しまして、正職員の保育士さんに関しては希望の退職を募るということで進めております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 だから、慎重にであるべきなのです。それでいいですか、村長。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 一般論といたしまして、子供が少なくなってくると、2つの施設に分かれているよりは1つにしたほうが効率的な運用ができるだろうと、そういうことでございます。ということで、2つを1つにして職員が余るということは見通しとしてはあるかと思えます。ただ、生身の人間でもございますし、生活もかかっているだろうということで、再就職とか、また別な仕事のあっせんとか、そっちのほうは手厚く面倒を見ていきたいと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 今の答弁でやや安心はしたのですが、現行の田野畑児童館と若桐保育園で勤務している職員の数を教えてください。希望退職を募るという答弁も正直に課長は言いましたが、希望する退職の数も、そこまで聞く……答えられる範囲で教えてください。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時55分）

再開（午前10時56分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 現在の職員数ですが、保育士が18名、その他調理ですとか、そういった職員が6名となっております。

○8番【中村勝明君】 希望退職の数、答えられる範囲で。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 希望退職の数に対しましては、社会福祉協議会の内部での、ほかの事業もございますので、その中で調整して決めているものと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 これ以上は、これでやめますが、ぜひ村当局は狭い田野畑村で、本当に雇用の数から何から、そのために第三セクターの問題も一般質問した経緯があるわけですが、村長、先ほど立派な答弁でしたので、信じたいわけですが、よもや路頭に迷うことがないようにお願いをしておきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○8番【中村勝明君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 同じような質問になると思うのですがけれども、どのぐらいの希望退職を募る予定なのですか。社会福祉協議会に任せるか、どうか、そっちのほうの責任やに聞こえるけれども、要するに今現職の職員の方がどのぐらい、端的に言えば多い分が出るのかという、その数字は。あとは、希望する方が何人いるかいらないか分かりませんが、その辺はどのぐらい応募に。退職希望する、希望してほしいあのあれは何名ぐらいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時58分）

再開（午前10時58分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

15分をめぐりに休憩いたします。

休憩（午前１０時５８分）

再開（午前１１時１７分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の申出について

○議長【鈴木隆昭君】 質疑に入る前に、先ほど深谷市への寄附金の額について保留しておりました分について答弁をいたさせます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 先ほどの承認第１号の専決処分の際に、９番議員よりご質問がございました深谷市への義援金、一般の村民からどれぐらい集まったかということでございますが、４万３６６円、皆さんから寄附をいただきまして、８月に深谷市の口座のほうへ振込をさせていただいてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

７番、上山明美君。

（答弁はないのの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前１１時１８分）

再開（午前１１時１８分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

先ほど９番議員に対して保留しておりました答弁をいたさせます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 職員の数についてでございますけれども、今現在若桐保育園では各年代に担任の先生と副担任の先生がそれぞれいらっしゃって、それ以外にフリーの先生がいて、さらにシフトの調整のための先生というのがいて、今の現在の状況がもう国の基準よりは多い人数で、手厚い状態で運営をしております。今後もその体制を続けるようにということで人数の調整はしております。

○議長【鈴木隆昭君】 ９番、佐々木功夫君。

○９番【佐々木功夫君】 声も低くて聞き取れなかったし、随分あれだけれども、質問は私から言えば単純な質問だと思うのです。それが何か答弁が難しいというか、やや大きくなっている。問題は人数が、中身の内訳は別としても、いわゆる今２か所で雇用している方々が統合することによって、どのぐらいの事業をする人数が必要で、そうするとどのぐらい希望退職をしてもらわざる

を得ないかというこっちからの希望をどのぐらいの人数で一応把握しているのかという質問、単純なのです。ただ、希望であれ何であれ解雇というのは、当然立場上は、言葉、言いにくいかもしれないけれども、かといって、では雇用するかといえば、これもできないと思うので、その辺は数の問題で、あとは中身が、年齢がどうだとかあれはいろいろあるだろうけれども、年齢的なものを参考に退職を希望するというのもあるけれども、それはそれとして中身はいいのですが、人数の、数の問題です。そうよね。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前 1 1 時 2 1 分）

再開（午前 1 1 時 2 2 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

健康福祉課長。

（そんな難しい問題でない、単純な答えでいいと思う
のですけどの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前 1 1 時 2 2 分）

再開（午前 1 1 時 2 3 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 先ほど言ったとおりの体制を維持するためには12人の職員の数が必要になります。

○議長【鈴木隆昭君】 8 番、中村勝明君。

○8 番【中村勝明君】 結局私に対する答弁は、私は今働いている保育士さん等々は何名かと聞いた
らば18名という答弁でしたね。今必要な職員数は12名という答弁でしたね。引き算すれば出てく
るのではないですか。18引く12は6、希望退職は6 でいいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前 1 1 時 2 4 分）

再開（午前 1 1 時 2 4 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 先ほど言いましたように保育士が最低限で12名、それが保育士の数

です。それ以外に調理ですとか、栄養士ですとか、園長先生も含まれますけれども、その数が5人です。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 前の議会で、振り返ってますます苦しめるような質問になって恐縮なのですが、質問するほうもこれで決して一つも悩まないで質問しているわけではないのです、責任があるために。ですから、質問するほうも答弁するほうも楽ではないのですが、お互いに責任があるわけですから、今はっきりしておいたほうがお互いに後で楽を……楽になるかどうかは別として、責任がありますから。楽にしたいため質問しているのではないのですが、はっきりと答えておいたほうが私はお互いにいいと思うのです、村民に説明ができますから。そうでないと、答弁があやふやだったというのを村民に伝えと、村民は不信が強まっているのです。ですから、もう一回、はっきりお聞かせをいただきたいわけですが、18名働いている人のうち、12名の保育士は必要と、その他の職員、調理等を含めて6人、今働いていて、必要なのは5ということですから、7名が希望退職というふうに理解していいのでしょうか。はっきりしておいたほうがいいと思うのです。どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時27分）

再開（午前11時28分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど健康福祉課長から答弁ありましたとおり、来年度必要な職員数というのは社会福祉協議会との間で協議して、ある程度はっきり決めておりまして、今の人数と差が出るというところまでは事実としてあります。そこをどのように調整していくかについては、社会福祉協議会の内部事情もございしますし、あとは職員の方々の今の職をそもそも続けたいかどうかなどの個人の事情もございしますので、希望退職というのは一つの手段ではありますが、それが全てではないというふうに考えておりまして、まずは人数を調整していくための手段の一つとして、希望退職する方はございせんかというのを呼びかけ始めた段階というふうに認識しております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 なかなかの答弁だなとお聞き……なかなかの答弁というか、当たり前と言えども当たり前だと思うのですが、今の答弁を信じるしかありませんので、ぎくしゃくしないように解雇するよう、非常手段等々は絶対にないように、あとは信じるしかありませんので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、ちょっと確認ですが、結局は村が直接……当然社会福祉協議会を経由で採用されているのはそのとおりなわけですから、社会福祉協議会の極端に言えば責任の範疇でせざるを得ないというような理解にならざるを得ないと思うのですが、それでいいのですか、確認。

○議長【鈴木隆昭君】 阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 お答えいたします。

雇用主という意味では社会福祉協議会になりますが、その費用については全額村から出しているということもありますので、社会福祉協議会の責任なので、村はあずかり知らぬということではないというふうには考えております。ただ、保育士の方、そのとき専門職なので、一般の事務職と違いまして、仮に専門性を生かして働きたいといった場合に、どこそこに職場があるわけではない職業でございますので、その点は我々も手を尽くして、広域的な調整も含めましてやっていくことになるのかなというふうに思っております。

いずれまだ半年近く期間がございますので、先ほども申しましたとおり、まずはそもそも職員の側で家庭の事情なり、年齢の都合なり、そういう意思はありますかというのを確認し始めた段階というふうに承知しておりますので、今後の成り行きを、我々としても注意深く見守りまして、職員間に感情的なしこりが残らないようにすることも必要だと思っておりますので、そういった形で慎重に対応を進めていきたいというふうに考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、質問を変えるのですが、財産売払いの箇所は……
(関連の声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 では、関連のほうを優先したいと思います。

7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 関連して、認定こども園をということで、村内の人たちが集まって子ども・子育て会議というのをやって、統合するのはいいでしょう、児童館のほうと進んでいたのですが、やっぱりそのときに子供の数が少ないというのは皆さん分かっていたのですけれども、実際に資料を出されて、「えっ」と驚愕したのです。「なに、この子供の数」というのも出て、やっぱりそのときに出了たのが、では今働いている人たちはどうなるのだろうというふうなことを考えたのでしょう。だって、子供がこんなに少ないのにということが出て、その中で次の認定こども園のことについてというので、会議がたまたまコロナ禍で中止になって、書面決裁ということになったのですけれども、できればそのときに委員の中から、若桐が残るから若桐保育園の活用方法と、多分職員の方々もこのままだろうというのがあるから、そこをうまく活用して、委員さ

んの中とか社協の職員さんの中には、子供の幼稚園ではなくて、年寄りの幼稚園に一体なのをつくって伝承活動をするとか、そこに子供さんとかお母さんが自由に入るとか、そういうふうなのをやって、それを事業としてやっていくのも手なのではないのかなというような話題も出たのです。委託事業になるか、社協が改めて事業をつくるかというところは、これから考えていかなければならないと思うのですけれども、ちょっと社協もきゅうきゅうして大変なところもありますけれども、そういうふうに残った施設を活用して、また違う事業を生み出していくというのを一緒に考えてもいいのではないのかなというふうに思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 若桐保育園の今後のことについての質問だと思いますので、担当課は。佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 ご提言ありがとうございます。それらも含めまして、雇用の維持ですか、職種が替わったりする場合もあるかもしれませんが、村内の雇用の場所等も全部含めまして、路頭に迷うことがないように頑張りたいと思いますし、やっぱり保育関係の仕事に就きたいということであれば、近隣の町村にも呼びかけて、何とか仕事が続けられるようにということで、それを念頭にしていきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 財産売払いの関係で、拓洋台ということですが、この場所はあとのぐらい売却する予定の場所が残っているのかいないのか、あるいはそのほかの災害公営住宅、宅地のいわゆる黎明台、切牛だとか、そういったところの関係はどのような売却状況になっているかお伺いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

復興交付金で造成した宅地ですけれども、拓洋台団地はこれを売り払って、残りはございません。そして、黎明台のほうが1区画残っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 了解しました。

それで、今度は財産管理費の関係で、支障木の伐採委託料とあるのですが、これはどういうところを想定して予算措置をしたのか、それを確認したい。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 総務費の5目の財産管理費の4万5,000円でございますが、これは北山地区の言わば集落の周辺のところ、従前に予算議決していただいておりますが、燃料費等の高騰によりまして費用がもう少しかさむということで、その不足分についてお願いしたところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 村の村道の関係でもかなり道路に影響がある、もちろん所有者があるわけで、速急に伐採なりなんなり対応していかないと、あとは除雪等のときも非常にあれだし、あと特にこれは県道なのだけれども、切牛の南インター口から切牛に向かって道路を、極端に言えば県道なのだけれども、枝が約半分ぐらい来ている、そんな状況で、あれは県の部分だと思うのですが、その辺が国の分は、歩道もそうだけれども、かなり働きかけて、極力、この部分は村が財政措置しなければならない、これも大変だと思うのですけれども、県、国関係、むしろしつこくお願いして、できるだけ早くやってもらいたいと思うのですが、どんなものか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

村道についてですけれども、おっしゃるとおり、地域懇談会でもやはり草刈りの関係、枝の関係というのは早くやってほしいとかという話も出たのですけれども、シルバーさんをお願いしたりして回ってはもらっているのですが、なかなか思うように追いつかないところもありましたけれども、今回ちょっと道路維持で補正を出してもらっています。それで、また必要な箇所の手をつけられたらなと村道に関しては思っております。

おっしゃるとおり国、県ですけれども、国のほうにもこの前お願いしながら、支障木と言われるもので、地域から出たところはお願いしたりとかも言ってきました。あと、県道のほうも、県道44号のところも話題が出ていまして、お話ししたところ、やはり議員おっしゃるとおり所有者との兼ね合いというところで、一部手がなかなかつけられないというところもあるのですがということで、そこはまた所有者とのやり取りをして、即急にやりたいという話はいただいておりますので、またいろいろお気づきの点とか、まだ進んでいないようなところがあったら、私たちも回ってはいますけれども、なるべく早くできるように努力したいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私の認識不足だか分かりませんが、所有者が当然あって、立木があって、枝があってという感じで、道路なり、あるいは第三者に影響を及ぼしている部分は一応切るよという報告は必要かもしれませんが、法的には切っても何ら罰は受けないというように私は認識しているのですが、その辺の、俺の認識不足だかどうか分からないのですが、私はそう理解していますが、どうですか、違いますか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課、工藤主任主査。

○地域整備課主任主査【工藤光昭君】 お答えします。

道路の交通に支障がある倒木等については、緊急性がありますので、所有者から了解を得ずに、道路交通のほうを開放するために切断しております。また、当たりそうだとか、これから支障が出てきそうなものについては、一応承諾を得てから伐採のほうをしております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 本来は所有者が伐採すべき部分、通常だとは思いますが、あと道路維持管理の関係でだんだんに、今はまだ暑くてあれですけども、除雪の時期が来るわけですが、予算も措置はしているのですが、これについての路線が前年度に比べて、新設された道路は、当然村道はやらなければならないと思うのですが、それ以外でも除雪がいわゆる前年度と比較して増えるのか増えないのか、その辺。新設道路になったところは、これはやむを得ないと思うのですが、従来道路で昨年やっていなかった部分も当然あると思うのですが、今年度になってどのように考えているのかな、まだ具体的な、我々計画までいっているのか、いっていないか分からないけれども、その辺どのように考えているか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【工藤隆彦君】 除雪に関しては、おっしゃるとおり今から検討を始めて、あとは除雪会議のときに決定するわけですけども、地域からの一部、ここはどうなのかなという話が出ているので、そういったところは検討したいなとは思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 多分地域からもそういう声もあったと思うので、今回課長も替わり、村長も替わったから、前できなかった分も張り切ってやるのかなと思って期待しています。

具体的には板橋から館石線、室場まで、あそこは確かに高くて積雪量もほかの地区よりは若干多いと思うのですが、あそこはやっぱり一番、もちろん板橋集落にとっては、全ての方が車運転するわけではないにしても、最短距離で行くし、田野畑からもこの辺だと一番近い距離ということで、まずは結構走っているわけです。参考までに。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【工藤隆彦君】 ご指摘の点について、地域からの要望もございますので、検討したいと思います。おっしゃるとおり雪が深いところでもありますし、あとは延長も結構長いところでありますので、私たちと、あとは業者さんとも相談して決定したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 13ページ、予算書、宮古地区広域行政組合負担金、補正予算46万5,000円を組んでいるわけですが、私は広域の議員になって、前から、最初の頃から気になっている部分があるのですが、一般ごみのごみ収集について。まだ広域の議員になったばかりで、その種の質問はしていないのですが、宮古市は広域でやっている分と業者委託、両方でやっているのです。そして、山田、岩泉の議員とはこの間議会があったとき意見交換をしてみたのですが、広域の物の考え方は、一般ごみのごみ収集については各市町村に委託の積算の考えを任せているということなのです。それはどうかなと最初から私は思っているのです。宮古管内にありますから、山田に

しても、合併になって新里等は宮古市なのですから、岩泉にしても田野畑にしてもそんなに人件費は変わらないと思うのです。各市町村に任せるということは、人件費も各市町村に任せているということなのですが、担当課はどういう認識でやっているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 47 分）

再開（午前 11 時 48 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

それでは、8 番議員の質疑につきましては答弁保留いたします。

9 番、佐々木功夫君。

○9 番【佐々木功夫君】 今のごみ収集の関係で、ちょっと業者の関係で、いわゆる燃料が高騰して大変だという、悲鳴を上げているような状況なのですが、このことについて何か手当てというか、補助金みたいなものは多分まだしていないと思うのですが、今後する感じはあるのかなのか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 燃料の高騰部分についてですけれども、13ページの広域行政組合負担金の46万5,000円がこの燃料高騰分、委託料の変更分になります。

（これ2社分ですかの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 そうです。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 令和4年度田野畑村一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第5、議案第3号 令和4年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット56ページを御覧ください。議案第3号 令和4年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出の補正でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,241万3,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,492万1,000円とするものでございます。

タブレット66ページ、予算書の5ページを御覧ください。事業勘定の補正予算の主なものについてご説明いたします。歳入でございますが、8款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金、1節療養給付費交付金繰越金でございますが、令和3年度事業確定に伴い、130万4,000円追加計上しております。

次のタブレット67ページ、予算書6ページを御覧ください。歳出でございますが、主なものについてご説明いたします。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、22節償還金利子及び割引料でございますが、令和3年度事業費確定に伴います特別調整交付金償還ほか合わせて130万4,000円追加計上しております。

タブレット84ページ、予算書17ページを御覧ください。次に、直営診療施設勘定についてご説明いたします。歳入でございますが、6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金、1節国庫補助金でございますが、マイナンバーカード普及に伴うオンライン資格確認導入補助金として、医科、歯科合わせて85万8,000円新たに計上しております。

次の18ページを御覧ください。歳出でございますが、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、12節委託料でございますが、医科、歯科のマイナンバーカードにおけるオンライン資格確認導入委託料として98万円追加計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 説明のありました医科、歯科のオンライン資格のことなのですが、これを導入することによって、近々マイナンバーカードを使って受診する人たちの確認というのですか、診察券の代わりになるとか、そういうのに移行するための導入ということでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 オンライン資格確認システムについてですけれども、マイナンバーカードに保険証の機能を加えたカードであれば、今現在国保なのか、健保なのかという、その資格がオンラインでつながって、即時に確認ができるということになります。今現在だと切り替わ

る最中に、まだ保険証が来ていないとかということで、資格が違ってレセプトが間違っているという
のはあるのですけれども、そういうのを防ぐために即時で確認できるようになっていると。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 ということは、近々マイナンバーが診察券の代わりになるように、村の場合
も導入していくということなのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 診察券というか、保険証の代わり。代わりというか、保険証が一緒
になっているマイナンバーカードであれば確認できるものになります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 令和4年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決
定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第4号 令和4年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第
2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット94ページを御覧ください。議案第4号 令和4年度田野畑村
介護保険特別会計補正予算（第2号）をご説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
766万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,319万7,000円、介護サー
ビス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万4,000円を減額し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ998万3,000円とするものでございます。

タブレット104ページ、予算書5ページを御覧ください。歳入歳出いずれの予算も令和3年度
事業の確定に伴う補正となっております。まず、歳入のうち主なものについてご説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料及び2

節現年度分普通徴収保険料でございますが、合わせて388万2,000円減額計上、3節過年度分普通徴収保険料として248万2,000円追加計上しております。

次の6ページを御覧ください。8款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金でございますが、144万2,000円追加計上しております。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金でございますが、前年度繰越金として702万2,000円追加計上しております。

次のタブレット106ページ、予算書7ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金でございますが、介護給付費準備基金積立金として461万円追加計上しております。

5款支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、22節償還金利子及び割引料でございますが、令和3年度事業費の確定に伴い、介護給付費負担等返還金、地域支援事業交付金返還金、合わせて285万9,000円追加計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 令和4年度田野畑村介護保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

(正 午)